

空き家等の適正な管理の推進に関する協定書

君津市（以下「甲」という。）と、公益社団法人君津市シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力し、市内の空き家等が管理不全な状態とならないよう適正に管理することにより良好な生活環境を保全するとともに空き家の利活用を推進し、もって定住促進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に所在する建物及びこれに付属する工作物で、常時無人の状態又はこれに類する状態にあるもの及びその敷地をいう。
- (2) 空き地 市内に所在する土地で、人が使用していないもの（現に人が使用している土地であっても、相当の空閑地を有することにより人が使用していない土地と同様の状態にあるものを含む。）をいう。
- (3) 空き家等 空き家及び空き地をいう。
- (4) 管理不全な状態 次のいずれかの状態をいう。
 - ア 建築資材の剥落若しくは飛散又は財産に危害を及ぼすおそれのある状態
 - イ 容易に不特定の者が侵入することができ、火災及び犯罪を誘発するおそれのある状態
 - ウ 敷地内に存する樹木若しくは雑草の繁茂又は資材等の散乱等により、周辺の生活環境の保全に支障を及ぼす状態
- (5) 所有者等 空き家等を所有し、又は管理する者をいう。

（甲が行う業務）

第3条 甲は、次の業務を行う。

- (1) 所有者等から空き家等の管理について相談を受けた場合における乙が行う空き家等管理業務の紹介
- (2) 広報、市ホームページその他の方法による乙が行う空き家等管理業務のPR

（乙が行う業務）

第4条 乙は、空き家等の所有者等と契約し、空き家等について次の業務を行う。

- (1) 目視点検
- (2) 除草、清掃
- (3) 樹木の伐採、枝下ろし
- (4) 植木の剪定
- (5) 修理、修繕（小規模なものに限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、所有者等の要望による空き家等の一般管理

（有効期間）

第5条 この協定書の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙のいずれからも解除も申出がないときは、満了の翌日から1年間継続することとし、以後も同様とする。

2 期間途中で協定を解除する場合は、解除の日の1か月前までに申出を行うものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年4月24日

甲 千葉県君津市久保二丁目13番1号

君津市

市長 鈴木洋邦



乙 千葉県君津市糠田103番地

公益社団法人君津市シルバー人材センター

会長 西井

